

東板は「建築板金業者」 の組合です！



東京都板金工業組合

事業案内

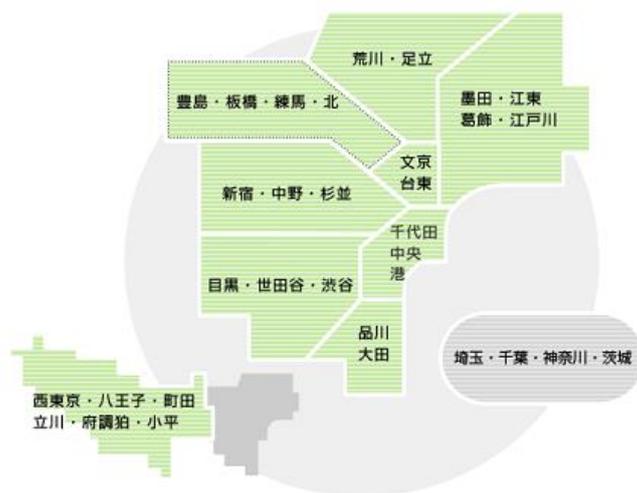
〒174-0051
東京都板橋区小豆沢 2-27-9
TEL 03-5915-6333
FAX 03-5915-6334
<http://www.touban.or.jp>



目 次

[1] 加入のすすめ	1
組合加入の手続きについて	1
加入申込書	2
[2] 全国板金業国民健康保険組合	3
加入・保険料・納入方法・未納の場合・保険証	3
高齢受給者証・移動の届け出・適用除外手続き	4
75歳になったら・健康保険の給付	4
適正受診・保険事業	5
全板国保とマイナンバー	6
[3] 労働保険事務組合	7
労災保険・雇用保険	7
労働保険対象労働者の範囲	8
労働保険 新規加入・継続	9
労働保険とマイナンバー	12
[4] 各種保険	13
東板傷害補償制度	13
葬祭費用保険金プラス傷害補償制度	14
東板セフティ補償プラン	14
東板労災上乘せプラン・東板業務災害補償制度・火災共済	16
自動車総合共済・医療総合保障共済・障害総合保障共済	17
[5] 東京都板金高等職業訓練校	18
訓練校修了者の特典・訓練校入校要領	18
[6] 国家資格また準ずる資格	19
技能検定・建築板金（内外装板金作業）・建築施工管理技士	19
金属屋根工事技士・登録建築板金基幹技能者	20
労働安全衛生法で受講が義務付けられた講習	21
[7] 建設業許可申請	22
建設業許可とは・許可の区分・許可要件・費用	22
[8] 責任施工保証制度	23
全板型保証（下請工事物件対応）	23
[9] 青年部会	24
加入資格・会費・活動	24
[10] 技能士会（東京都板金工業組合建築板金技能士会）	25
加入のすすめ・加入資格・活動	25
[11] 東板応援ネット	26

組合員行政区別所属地区



東京23区
千代田・中央・港
文京・台東
品川・大田
目黒・世田谷・渋谷
新宿・中野・杉並
墨田・江東・葛飾・江戸川
豊島・板橋・練馬・北
荒川・足立
東京23区以外
西東京・八王子・町田・立
川・府調狹・小平
近県
埼玉・千葉・神奈川・茨城

〔1〕加入のすすめ

東京都板金工業組合は、金属の屋根や外装を施工する、専門業者の集まりです。

組合員の経営改善と合理化を図り、更に教育訓練や福利厚生の実施を図るために一体となった活動を行うことにより、公正な経済活動の機会の確保することを目的に事業運営を行っています。各事業所は雨や風から大切な家を守る重要な新築・リフォームの仕事を毎日行っています。特にリフォームは屋根・壁を知り尽くした職人の経験と技術が必要です。専門業者の集まりの特色として会員組織の活動により情報を交換し、常に新しい技術の習得と向上を目指しています。また組合としては瑕疵保険に基づく保証書発行で顧客への信頼性を高め、建築板金業界全体のレベルアップを図っています。

＜組合加入の手続き＞

1. 組合員の資格

板金加工および施工の事業を営む東京都内に事業所をもつ中小企業

2. 加 入

- ・加入には各支部に所属していただきます。
(事業所所在地がその行政区の支部に属することが基本とします)
- ・加入申込書に所定事項を明記し押印の上、原本をお届けください。
- ・組合加入時の納入金は別表の金額となります。加入申込書とともにお支払いください。

別表〔組合加入時の納入金〕

平成14年4月1日

出資金(1口)	1,000円
入手数料	10,000円
賦課金 *1	4,000円
共済会費 *2	500円
合 計	15,500円

*1 賦課金(組合費)は月額4,000円です。(平成14年4月1日)

*2 共済会加入は任意扱いとなります。(現状100%加入)

加入の特典として組合慶弔規定の給付金の他に、共済会より慶弔時・災害時において規約に基づき給付金が上乗せで支給されます。

*3 上記の納付金には所属する支部の運営費(支部費)は含まれておりません。

支部費については、支部に直接お問合せください。

*4 加入後、事業所名・代表者・住所などの変更がありましたら、所属支部および組合本部事務局に連絡してください。

加 入 申 込 書

捨
印

令和 年 月 日

東京都板金工業組合理事長 殿

支 部

郵便番号

住 所

事業所名

ふり がな

氏 名

印

生年月日

電 話

この度、貴組合の定款を承認し、以下のとおり加入したく申込みます

記

事業を行なう場所 _____

事業の種類 _____

常時使用する従業員数 _____人

資本金額または出資の総額（法人のみ） _____円

引受けする出資の口数（出資一口1,000円） _____口 _____円

以上

支部長 印

〔2〕全国板金業国民健康保険組合（略称：全板国保）

全国板金業国民健康保険組合（全板国保）は昭和45年7月に発足した全国の建築板金業に従事されている人たちとその家族の方のために設立された国民健康保険組合であり、東京都板金工業組合はその東京都支部として加入促進や諸手続きを取り扱っています。

＜新規加入手続き＞

法人事業所の新規加入は認められていません。

個人事業所の場合は次の手続き書類をご準備ください。

- ・世帯全員の住民票
- ・自己申告書
- ・本来的な国民健康保険の対象者であることの申請書
- ・業種確認書類（事業所→個人事業所の税務署提出、開廃業届など）
- ・預金口座振替依頼書（事業主）

＜令和4年度保険料＞

区分	都内在住者	都外在住者
第1種組合員（事業主）	22,700円	24,200円
第2種組合員（従業員）	18,800円	20,100円
第3種組合員（20歳以上25歳未満の従業員）	11,700円	13,000円
第4種組合員（20歳未満の従業員）	7,000円	7,000円
家族	5,500円	6,100円

※介護保険料（40歳以上64歳以下） 一律 3,600円

※後期高齢者組合員（75歳以上の組合員） 一律 500円

＜保険料の納入方法＞

皆さんの保険料は毎月28日（土日祝の場合は翌営業日）に事業主の指定振替口座から引き落とされます。事業主さんは保険料を振替日の前日までに口座へ入金してください。

＜保険料が未納の場合は＞

督促状を送付します。その際、督促状1通につき、督促手数料200円が加算されます。

保険料を滞納すると規約により延滞金を徴収されることがあります。また、特別な事情が無いのに保険料を滞納している場合、保険証を返還して頂きます。さらに組合から除名処分を受けることがあります。

＜保険証＞

1人に1枚「国民健康保険被保険者証」（保険証）を交付します。保険証は全板国保に加入していることを示す証明書であり、病院等にかかる時に必要なものです。他人に貸すなど不正をした者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。大切に取り扱いましょう。

1. 保険証を受け取ったときは氏名・生年月日等に間違いがないかご確認ください。間違いがあった場合は、全板国保へ届け出てください。
2. 家族にいずれかに該当する方がいたときは手続きが必要です。
 - ・組合員と同じ住民票の世帯で市町村国保に加入している者がいる。
 - ・どこの保険にも加入していない者がいる。
 - ・住所を変更したが全板国保に加入している者がいる。
3. 保険証の裏には臓器提供に関する意思欄を設けています。記入は任意です。記入箇所に貼付する保護シールもご利用下さい。また、医師により性同一性障害と診断を受けている方は、裏面の備考欄に戸籍上の性別を記載した保険証等に替えることが出来ますので、直接本部へお申し出ください。
4. 紛失したり破損したときは、すみやかに全板国保へ届け出て再交付を受けて下さい。盗難の恐れがある場合は、警察へ届け出をして下さい。
5. 資格がなくなった時は保険証を直ちに全板国保へお返し下さい。資格がなくなった日から保険証は使用できません。

<高齢受給者証の交付>

1. 対象者

70 歳から 74 歳の方には、所得に応じて、自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」を交付します。

2. 使い方

保険証は併せて病院などの窓口へ提示して下さい。この証は、70 歳の誕生日の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）から使用できます。

3. 手続き

70 歳に到達される方には該当される 2 か月前に案内書を送付しますので、証明書類を全板国保に提出して下さい。また、証は毎年 8 月に更新します。

<移動の届け出は速やかに>

- ・異動の届け出は、その事実があったときから **14 日以内**に届け出ましょう。遅れて届け出があったときでも、資格はその事実が発生したときまでさかのぼります。従って、保険料についても最長 2 年間さかのぼって支払わなければなりません。
- ・届け出が遅れた期間に自費払いした医療費については、後から支給されないことがありますので、ご注意ください。
- ・事業所に関する異動の手続きも必要です。

<健康保険の適用除外手続きについて>

次に該当する場合は、**14 日以内**に年金事務所で「健康保険適用除外承認申請」が必要です。

- ・法人事業所 ①従業員を採用したとき
②従業員が新たに法人事業所を設立したとき
- ・個人事業所 ①法人化したとき
②従業員が新たに法人事業所を設立したとき
③常時従業員を 5 人以上使用することとなったとき

<75 歳になったら>

全板国保から後期高齢者医療制度へ新たに参加することになります。後期高齢者医療制度については、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

<健康保険の給付>

- ・療養の給付（保険証を使って病院にかかったとき）
小学校入学前（6 歳になってから初めて迎える 3 月 31 日まで）：2 割
組合員・家族（7 歳から 69 歳）：3 割
高齢者（70 歳から 74 歳）：2 割～3 割
- ・療養費はいったん全額を負担しますが、後に全板国保に申請をすることにより、自己負担分を除く差額が療養費として払い戻されます。
- ・高額療養費は、1 か月の自己負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給するものです。自己負担限度額は、その世帯の所得区分により異なります（「市町村民税所得課税（非課税）証明書」）。また、70 歳未満と 70～74 歳では、自己負担限度額が異なります。
- ・医療機関窓口での支払いが抑えられます（申請が必要です）
入院や通院において、高額な治療を受けるとき、「限度額適用認定証」を提示すると、窓口負担が自己負担限度額に抑えることができます。
限度額適用認定証の交付を受けるには必要書類で申請が必要です。
- ・支給申請が必要な場合
①病院等の窓口で負担した額が自己負担限度額を超えたとき
②過去 12 か月間に高額医療費の支給が 4 回以上になるとき（多数該当）
③同じ世帯で合算して限度額を超えたとき
- ・人工透析、血友病患者等の場合（特定疾病）
医療機関で特定疾病と認定された方は全板国保へ「特定疾病療養受療証」の申請手続きをしてください。「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口へ提示することにより自己負担額がかわります。
- ・高額医療・高額介護合算制度
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後

に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額を超えた場合は、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

・その他の給付

- ①出産育児一時金（赤ちゃんが生まれたとき）：1児につき420,000円を支給
高額な費用負担をやわらげ、安心して出産に臨めるために、全板国保から分娩機関に直接出産費用を支払う「直接支払制度」があり、制度の利用は組合員の皆さんが選択できます。
- ②出産祝金（赤ちゃんが生まれたとき）：1児につき30,000円を支給
死産および流産は除きます。
- ③出産手当金（女性組合員が出産したとき）：1日につき4,000円を支給
分娩の日前40日及び分娩の日以後40日の期間、出産育児一時金と併給します。（ただし、同期間内での傷病手当金との併給はありません。）
- ④葬祭費（亡くなったとき）：組合員100,000円・家族70,000円を支給
葬祭を行った者の確認できる書類（火葬許可証・埋葬許可証・会葬礼状等の写し）が必要です。
- ⑤傷病手当金（組合員が入院したとき）：入院1日につき4,000円を支給、5年間で180日・72万円を支給。入院4日目から支給します。業務上の事由による場合は除きます。

<適正受診にご協力ください>

- ①同じ病気での重複受診はやめましょう
同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に負担をかけてしまうなどの心配もあります。
- ②受診時間内に受診しましょう
午後6時以降の夜間や休日の診療には加算料金がかかりますので、診療はできるだけ診療時間内に受けるようにしましょう。
- ③救急電話相談を利用しましょう
急な病気で困った場合、まずは救急電話相談を利用しましょう。
小児 → #8000 をプッシュ 成人 → #7119 をプッシュ
- ④ジェネリック医薬品を利用しましょう
後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持つ医薬品であり、費用が先発医薬品より安価です。「ジェネリック医薬品希望カード」を医療機関や医薬品への変更及びご利用についての相談ができます。「ジェネリック医薬品希望カード」はホームページからダウンロードすることができます。
- ⑤整骨院・接骨院のかかり方について
・施術を受けるときには、ケガの原因を説明しましょう。
・整骨院、接骨院で施術を受けたときは、必ず領収書を受け取り大切に保管ください。
・「療養費支給申請書」の委任欄は、施術を受けた本人が署名してください。
・全板国保では、柔道整復師施術療養費の支払いを適正に行うため、ご本人へ施術内容について照会をしています。負傷原因・施術年月・施術内容等についておたずねする場合がありますので、照会があったときは必ず本人が回答してください。
- ⑥医療費のお知らせ
医療費について関心を持っていただくために、年2回、医療費の総額をお知らせします。医療機関や整骨院などから受け取った領収書の金額と比べてみましょう。

<保険事業>

健康診断の助成

健診を受けるメリットは病気の早期発見につながります。特定健診では、生活習慣病のリスクの高い方は、自分にあった健康づくりの指導を受けられます。病気を未然に防ぐことで、医療費抑制にもつながります。

助成は年度内に下記の1. 特定健診 2. 健康診断助成金 3. 節目検診助成金のいずれか1回のみです。

1. 特定健診

特定健診とは、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドロームに着目した健康診断です。対象は40歳から74歳までの組合員・配偶者・家族になります。

2. 健康診断助成金

全年齢の組合員と配偶者が対象で、受けた健康診断に対し、15,000円を限度に助成します。40歳～74歳の方は「特定健診基本項目」を全て含めて受診してください。項目が一つでも欠けていると助成を受けられませんのでご注意ください。

3. 節目検診（人間ドック）助成金
年度内に40、45、50、55、60、65歳に達する組合員の方が受けた節目検診（人間ドック）に対し、実費の2分の1（5万円程度）を助成します。
実際に支払った額の2分の1が15,000円を下回る場合は、15,000円を助成します。
「特定健診基本項目」を全て含めて受診してください。項目が一つでも欠けていると助成を受けられませんのでご注意ください。
4. 特定保健指導
特定健診の結果、このままだと心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすリスクの高い方に実施する支援で、生活習慣の見直しをサポートします。
5. がん郵送検査（大腸がん・子宮頸がん）
対象は40歳以上の組合員、配偶者、家族で無料です。申込書を毎年11月頃お送りします。申し込みをした方は必ず検査を受けましょう。検査容器を送るだけでも費用はかかっています。健康診断や人間ドックで同様の検査をする場合は、ご遠慮ください。

その他の保険事業

- ・インフルエンザ予防接種費用の補助
- ・育児誌・出産記念品の配布
- ・高額医療費貸付・出産費資金貸付
- ・契約保養施設の利用補助
- ・健康管理用品の配布

＜全板国保とマイナンバー＞（平成28年1月からの手続き）

社会保障・税番号制度の施行に伴い、健康保険は各種申請書に個人番号記載が開始されます。

全板国保では平成28年1月より各種申請書には都度番号記入のうえ提出し、事務局を經由して、全板国保への申請手順となりました。また二種の方からの申請には一種（事業主）の方の署名・捺印が必要です。

保険証の交付は東京都支部（東板）で申請受付し、発行は全板国保本部扱いになりました。

マイナポータルで手続きをすれば、マイナンバーカードを保険証として使用できます。（但し、令和3年10月現在、全国で7%の病院が実施）

〔3〕労働保険事務組合（労災保険・雇用保険の取扱い）

労働保険事務組合制度とは、事業主の委託を受けて、労働保険に関する事務処理を事業主にかわって行ない、あわせて本制度を利用することによって労働者とともに働いている中小事業主および家族従事者等に労働者と同様に労災保険の適用が受けられようにした制度です。東京都板金工業組合では昭和41年3月に労働大臣認可（東京50号）を受け、以後組合員の労働保険事務を取扱いしています。

〈委託できる事務の範囲〉（徴収法第33条第1項）

- ① 保険料等の申告、納付に関する事務
- ② 保険関係の成立に関する手続き
- ③ 労災保険の特別加入に関する手続き
- ④ 雇用保険の事業所（主）及び被保険者に関する事務（安定所所掌事務組合に限る）
- ⑤ その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する手続き

労災保険と雇用保険は強制適用です！

労働者を一人でも雇用する事業所は、原則として労働保険（労災保険と雇用保険）への加入が法律で義務づけられています。

事業主・執行権のある役員・家族従事者等の労働者性が認められない者は、本来、労災保険に加入できませんが、東京都板金工業組合（一人親方団体・労働保険事務組合）に事務委託することにより特別加入することができます。

〈労災保険〉

◎建設業（建築板金業）

種 類	対 象	
一人親方等特別加入 基幹番号＝940038	労働者を年間100日未満しか雇用していない事業主及び家族従事者（一人親方）が対象で、個人単位での加入となる。	
小工事一括加入（現場労災） 基幹番号＝940035 990395	*労働者	事業所に雇用（アルバイトや臨時等も含む）している者で、元請工事の場合のみ適用される。下請工事の場合は元請の労災保険が適用される。
	事業主 同居の親族 執行権のある役員	第1種特別加入（中小事業主等）をすることで労災保険が適用されます。
事務所労災 基幹番号＝940036	*労働者	事業所で雇用（アルバイトや臨時等も含む）している者で現場以外の事務、営業等の職務従事者。
	事業主 同居の親族 執行権のある役員	第1種特別加入（中小事業主等）をすることで事務所労災保険の適用がされます。

◎金属加工業

種 類	対 象	
工場労災 基幹番号＝940030	*労働者	事業所で雇用している者。（日雇、パート、アルバイト等も含む）
	事業主 同居の親族 執行権のある役員	第1種特別加入（中小事業主等）をすることで工場労災保険の適用がされます。

〈雇用保険〉

現場労災・工場労災・事務所労災の事業所に雇用される労働者は、雇用保険への加入が義務付けられています。未加入事業者は、当組合へご連絡ください。

<参考：労働保険対象労働者の範囲>

1. 基本的な考え方

労災保険

原則として常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称及び雇用形態にかかわらず、労働の対償としての賃金を受けるすべての労働者が対象となります。ただし、船員保険の被保険者は、労災保険対象労働者とはなりません。

雇用保険

雇用保険の適用事業所に雇用される労働者は、原則として被保険者となります。

ただし、次に掲げる労働者については、雇用保険の適用はありません。

- ① 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ・ 4か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- ② 昼間学生

2. 法人の役員（取締役・監査役）

労災保険

代表権・業務執行権（注1）を有する役員は、労災保険の対象とはなりません。

ただし、法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款などの規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上は業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は原則として労働者として取り扱います。

逆に、法令又は定款の規定により、業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって、業務執行権を有すると認められる者は、労働者として取り扱いません。

また、監査役及び監事は、法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上、一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合は、労働者として取り扱います。

雇用保険

株式会社・有限会社の取締役は原則として被保険者とはなりません。

ただし、取締役であって、同時に部長、支店長、工場長等の従業員としての身分を有する者は、服務態様、賃金、報酬等の面からみて労働者の性格の強いものであって、雇用関係（注2）があると認められる者に限り被保険者となります。この場合は、雇用保険の資格取得時に、公共職業安定所へ雇用実態を確認できる書類「**兼務役員雇用実態証明書**」等の提出が必要となります。

☆また、以下の地位にある方々は被保険者とはなりません。

- ① 代表取締役
- ② 監査役
- ③ 合名会社、合資会社、合同会社の社員
- ④ 農業協同組合等の役員（雇用関係が明らかでない場合）
- ⑤ その他法人、又は法人格のない社団もしくは財団の役員（雇用関係が明らかでない場合）

3. 事業主と同居している親族

労災保険・雇用保険

事業主と同居している親族は原則として労働者にはなれません。

ただし、同居の親族とともに一般労働者を使用し、次の条件を満たす者には労働者として取り扱います。

- ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが書類で確認できること。（例：賃金台帳、出勤簿など）
- ② 就労の実態が、当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、また賃金の決定、計算及び支払い方法、賃金の締切、支払の時期等について就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。（賃金体系、勤怠管理など）

☆ なお、雇用保険については、事業主と利益を一にする地位（役員等）にないことが条件となる。

☆ 雇用保険の資格取得時に「**同居の親族雇用実態証明書**」等の提出が必要となります。

<労働保険 新規加入・継続>

一人親方等特別加入者（自動継続ではありません）

労働者を年間 100 日未満しか雇用しない建築板金業を営む者およびその家族従事者は、それぞれ一人親方として特別加入することにより、労災保険が適用されます。

万一、業務上ケガをされた場合には、労災保険で療養の給付（治療）や休業補償等を受けることができます。

新規加入・継続（年度更新）の手続きは次の通りです。

1. 新規加入する場合

- 1) 『一人親方特別加入（新規）申込書』の申込日を記入する。
- 2) 貴方の属性（支部名、事業所名、事業主氏名等）をもれなく記入する。
- 3) 申込者の認印を押印する。
- 4) 収入に見合った給付基礎日額を表から選び、「今回申込記入欄」に符号と金額を記入する。

2. 引き続き継続する場合

- 1) 『一人親方特別加入（継続・脱退）申込書』の継続を○で囲み、申込日を記入する。
- 2) 貴方の属性（支部名、事業所名、事業主氏名等）および、現在加入内容は印字しました。正しく記載されているかどうかを確認する。（間違いは二重線で消去し、正しい文言を近くの余白に記入する。）
- 3) 申込者の認印を押印する。
- 4) 収入に見合った給付基礎日額を表から選び、「今回申込記入欄」に符号と金額を記入する。
《注意》給付基礎日額の変更は、年度更新時のみ可能です。

小工事一括加入（現場労災）（自動継続ではありません）

労働者を常用あるいは年間 100 日以上にわたり労働者を雇用している建築板金業を営む個人事業所または法人事業所は、そこで働く労働者のために労災保険に加入することが法律で義務付けられています。

小工事一括加入（現場労災）は、元請工事およびその下作業（事業所内での加工等の準備）での業務上災害に対して適用されます。（下請工事の場合は、元請会社の労災保険が適用され、自分の小工事一括労災保険は使用できません。ただし、特別加入者についてはこの限りではありません。）

新規加入・継続（年度更新）の手続きは次の通りです。

1. 新規加入する場合

- 1) 『労働保険事務等委託書』にもれなく記入し事業主の認印を押印する。
- 2) 『保険関係成立届』にもれなく記入し事業主の認印を押印する。
- 3) 『労働者災害補償保険特別加入申請書（中小事業主等）』にもれなく記入する。
- 4) 『小工事一括加入（新規）申込書』の申込日を記入する。
貴方の属性（支部名、事業所名、事業主氏名等）をもれなく記入する。
「現場労働者数」を必ず記入し、事業主の認印を押印する。

「小工事一括」の申し込み

年間請負金額は、前年度（令和00年4月1日～翌年3月31日）元請工事实績見込額を下回らない金額を表より選択し、小工事一括申込記入欄の「符号」、「年間請負金額」、「納入金額（A）」を記入する。

「特別別加入者」の申し込み（事業主・役員・同居の親族）

「氏名、生年月日、役職・関係、符号、給付基礎日額、納入金額、合計納入金額（B）」をもれなく記入する。

「保険料等の合計納入金額（概算保険料等）」の欄（A+B）を記入する。

2. 引き続き継続する場合

- 1) 『小工事一括加入（継続・脱退）申込書』の継続を○で囲み、申込日を記入する。
- 2) 貴方の属性（支部名、事業所名、事業主氏名等）および、現在加入内容は印字しました。正しく記載されているかどうか確認する。（間違いは二重線で消去し、正しい文言を近くの余白に記入する。）
- 3) 「現場労働者数」を必ず記入し、事業主の認印を押印する。

「小工事一括」の申し込み

今年度の年間請負金額は、前年度（令和00年4月1日～翌年3月31日）元請工事実績見込額を下回らない金額を表より選択し、小工事一括申込記入欄の「符号」、「年間請負金額」、「納入金額（A）」を記入する。

「特別加入者」の申し込み

現行加入者の「氏名、生年月日、役職・関係、符号」を印字しましたので、間違いがないか確認の上、

- ① 継続する場合は、「符合」、「給付基礎日額」「納入金額」を記入する。
- ② 脱退する場合は、脱退する者の氏名を二重線で消去する。
- ③ 新規に加入する場合は、新規の欄すべての項目を記入する。
※給付基礎日額は収入に見合った額を表から選択下さい。
給付基礎日額の変更は、年度更新時のみ可能です。
- ④ 特別加入者の合計納入金額（B）を記入する。

「保険料等の合計金額（概算保険料等）（A+B）」の欄を記入する。

◆確定保険料（例：令和3年度）（一般拠出金を含む）

令和3年度（令和3年4月1日～4年3月31日）の元請工事請負金額を基に、令和3年度の確定保険料（労災保険料と一般拠出金）を算出します。令和3年度申告済概算保険料（昨年更新時に納入した保険料等）と比較して、確定保険料の方が多い場合は保険料追徴となり、逆に確定保険料の方が少ない場合は、保険料還付となります。以上の事務を「年度更新の精算」といいます。

◆概算保険料（例：令和4年度）

「申込書」に記載した年間請負金額（見積額）に基づき令和4年度概算保険料を算出します。なお、労務比率と保険料率の計算で端数が生じたときは、最終段階で1円未満の金額を切り捨てます。

◆特別加入（事業主等特別加入）保険料

事業主、同居の親族、執行権のある役員は、労災保険の適用を受けられませんが、特別加入することにより労災適用されます。給付基礎日額（4,000円～25,000円）は収入に見合った金額を選定し、保険料を納入してください。

くれぐれも給付基礎日額は収入に見合った額を表から選択してください。

なお、年度途中で特別加入を脱退したときの保険料は、月割計算とし1円未満の端数は切り捨てます。

事務所労災、工場労災（自動継続ではありません）

【事務所労災】

小工事一括（現場労災）に加入している事業所で、工事現場作業以外の業務に従事している労働者（事務・営業職）のいる事業所が対象となります。

新規加入を希望する場合は、事務局までご連絡ください。必要書類を送付します。

【工場労災】

金属製品の加工を主な事業としている事業所または、建築板金業ではあるが常時事業所内で成型加工等の業務に従事する労働者のいる事業所が対象となります。

新規加入を希望する場合は、事務局までご連絡ください。必要書類を送付します。

◆特別加入（事業主等）

事業主・同居の親族・執行権のある役員は、労災保険の適用を受けられませんが特別加入することにより労災保険が適用されます。給付基礎日額（4,000円～25,000円）はそれぞれ収入に見合った金額を選定してください。保険料については事務局までお問い合わせください。

◎年度更新の手続き

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告（賃等報告）」の提出

該当する事業所には「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を送付しますので、対象者の月別賃金支給総額（通勤費・賞与・諸手当を含む）をご記入の上、期限までに組合へご返送ください。

◆前年度確定保険料（継続の事業所）

前述の「賃金等の報告」に基づき前年度確定保険料（労災保険料と一般救出金）を算出し、前年度の申告済概算保険料との差額を計算します。

◆新年度概算保険料（継続又は新規の事業所）

「賃金等の報告」に基づき新年度概算保険料を算出し、前述の差額調整をした上で決定します。

◆保険料の納入（3期分割納入）

概算保険料を年3回（6月、10月、翌年1月）に分けて納入していただきます。
「保険料等納入通知書」は、その都度送付いたします。

雇用保険（自動継続ではありません）

ほとんど全ての産業で雇用される労働者は、強制適用となっております。労働者（対象労働者の範囲をご参照下さい。）を1人でも雇用する事業所は、必ず加入しなければなりません。

新規に労働者を雇用する場合は、事務局までご連絡ください。必要書類を送付します。

◎年度更新の手続き

「労働保険料等算定基礎賃金等の報告（賃等報告）」の提出

該当する事業所には、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を送付しますので、対象者の前年度月別賃金支給総額（通勤費・賞与・諸手当を含む）をご記入の上、期限までに組合へご返送ください。

なお、年度末現在の在籍被保険者名簿（年度内異動者を含む）を同封しますので、ご参考ください。

◆前年度確定保険料（継続の事業所）

前述の「賃金等の報告」に基づき前年度確定保険料を算出し、前年度の申告済概算保険料との差額を計算します。

◆新年度概算保険料（継続又は新規の事業所）

「賃金等の報告」に基づき新年度概算保険料を算出し、前述の差額調整をした上で決定します。

◆保険料の納入（3期分割納入）

概算保険料を年3回（6月、10月、翌年1月）に分けて納入していただきます。
「保険料等納入通知書」は、その都度送付いたします。

★雇用保険料の負担割合

令和4年4月1日～令和4年9月30日 雇用保険料率（ /1,000）

	雇用保険料率	負担率	
		事業主	被保険者
一般事業	9.5	6.5	3
建設事業	12.5	8.5	4

例：月給250,000円 通勤手当15,000円の従業員の場合（月/3,312円）

$$\text{事業主負担} \quad (250,000+15,000) \times \frac{8.5}{1,000} = 2,252$$

$$\text{被保険者負担} \quad (250,000+15,000) \times \frac{4}{1,000} = 1,060$$

令和4年10月1日～令和5年3月31日 雇用保険料率（ /1,000）

	雇用保険料率	負担率	
		事業主	被保険者
一般事業	13.5	8.5	5
建設事業	16.5	10.5	6

例：月給250,000円 通勤手当15,000円の従業員の場合（月/4,372円）

$$\text{事業主負担} \quad (250,000+15,000) \times \frac{10.5}{1,000} = 2,782$$

$$\text{被保険者負担} \quad (250,000+15,000) \times \frac{6}{1,000} = 1,590$$

<労働保険とマイナンバー（個人番号）制度>

労働保険（雇用保険・労災保険）のうち、雇用保険については平成28年1月1日より「被保険者資格取得届」・「被保険者資格喪失届」・「高年齢雇用継続給付受給資格確認書・（初回）高年齢雇用継続給付申請書」などの書類にマイナンバーを記載し手続きを行うことになりました。労災保険については労災年金の請求書などの様式にマイナンバーの記載が必要となりました。そのほか特別加入者・療養補償給付請求（5号）・休業補償給付請求（8号）などについては実施時期および関係書類に関してのガイドラインが明確でないものの、記載手続きに移行すると思われます。

ここで労働保険事務組合としては労働保険委託事業所よりマイナンバーの収集を行い、労働保険事務処理に対応することとなります。マイナンバー収集にあたり規約の改訂・管理、運用などについて、平成27年9月28日理事会において「特定個人情報取扱規程」を制定し、平成29年3月28日総代会において承認した。平成29年5月に「改正個人情報保護法」が施行され、全ての事務組合が個人情報保護法の適用対象となりました。これにより令和3年10月22日理事会において「個人情報保護方針」・「個人情報取扱規程」・「特定個人情報取扱規程」を制定の可決承認し、令和4年3月29日総代会において承認したことを報告いたします。

〔4〕各種保険

＜東板傷害補償制度＞

東板傷害補償制度（旧称：東板傷害共済）は、多くの方々の要望に応じて創設され、制度の手直しや掛金改定などをしながら現在へ引き継がれてきました。本制度の補償範囲は日常生活のほとんどで1日24時間をガードしています。仕事中にはもちろん、出退勤途上、家事従事中、旅行中などに遭遇したケガ等で医師による治療を受けた場合を対象にしています。学生・児童の場合も通学途上、学校内、余暇活動など1日のほとんどの行動を補償しています。

主な特色

1. 団体割引10%適用で保険料が割安！
事故に際しての手続きも組合がお手伝いします。
2. 事業主、従業員、それらの方々のご家族も被保険者として加入できます。
3. 国内、海外を問わず、24時間、急激かつ偶然な外来の事故による死亡やケガを補償します。
4. 入院・通院に対して、1日目から保険金の支払対象となります。
(入院保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。通院保険金は事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。)
5. 事業所が従業員のために保険料を負担した場合は経費として処理できます。
(今後の法改正により変更になる可能性があります。)

※健康保険、政府労災保険、生命保険及び第三者からの賠償金などとは関係なくケガ等の程度により支払われます。
あんま・マッサージ等は対象となりません。

保険期間は12月1日午後4時から1年間となります。

加入申込みは、所定の加入申込書に必要事項をご記入のうえ、掛金を添えて組合事務局までお申込み下さい。
中途加入も毎月受付をしています。

東板傷害補償制度 掛金の額（令和3年12月版）

※団体割引10%適用／月払／保険期間1年

Aコース：職種級別B級（板金業など）

Bコース：職種級別A級（事務職、学生、主婦など）

Aコース（板金作業に従事する人）は高所作業の有無を問わず、Aコースとなります。

＜Aコース＞

		1型		2型		3型		4型		5型		6型		7型	
死亡・後遺障害保険金額		100万円		130万円		264万円		383万円		644万円		1,031万円		2,000万円	
日額	入院保険金(1日につき)	1,500円		3,000円		6,000円		9,000円		15,000円		15,000円		0円	
	通院保険金(1日につき)	1,000円		2,000円		4,000円		6,000円		10,000円		10,000円		0円	
掛金	A: 板金作業に従事している人	830円		1,530円		3,070円		4,570円		7,640円		8,330円		3,620円	
		770円	60円	1,420円	110円	2,860円	210円	4,250円	320円	7,100円	540円	7,750円	580円	3,370円	250円

＜Bコース＞

		1型		2型		3型		4型		5型		6型		7型	
死亡・後遺障害保険金額		100万円		130万円		264万円		383万円		644万円		1,031万円		2,000万円	
日額	入院保険金(1日につき)	1,500円		3,000円		6,000円		9,000円		15,000円		15,000円		-	
	通院保険金(1日につき)	1,000円		2,000円		4,000円		6,000円		10,000円		10,000円		-	
掛金	B: 板金作業に従事していない人	550円		1,040円		2,060円		3,110円		5,170円		5,660円		2,430円	
		510円	40円	960円	80円	1,900円	160円	2,870円	240円	4,770円	400円	5,220円	440円	2,240円	190円

掛金	上記表の見方
保険料	← お支払いいただく月額掛金
組合事務費	← 掛金の内訳

※記載のない職種については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※80歳以上の方は、1型もしくは2型のみ加入となります。

<葬祭費用保険金プラス傷害補償制度>

平成13年4月1日より新規に発足しました、仕事に限らず、家事、旅行中などの不慮の事故による死亡後遺障害に対し保険金を支払われます。

主な特色

- ・葬祭に要した費用を最高100万円まで請求可能。
- ・葬祭費用は不慮の事故死亡だけでなく、病気死亡も保障。
- ・加入に際して、医師の診断は不要です。
- ・掛金は性別・年齢に関係なく、従事する仕事によって区分。

保険期間は4月1日から翌年4月1日までの1年間を年度とし、以後毎年更新となります。70歳に到達するまで継続が可能です。

加入者の資格

70歳未満の次の条件に当てはまらない事業主・役員・従業員・家族従業員の方。

1. 現在、病気やケガで医師の治療を受けている方
2. これまでに脳出血等の脳疾患や心疾患等の重傷病をわずらった方

掛金の月額

1. 建築板金作業に直接従事する人 - 1,090円（保険料1,030円+組合事務費60円）
2. 建築板金作業には従事しない人 - 1,030円（保険料990円+組合事務費40円）

<東板セフティ補償プラン>

東板セフティ補償プランは組合員の皆さまが、以下の場合

- ① 請負工事の作業中に偶然生じた事故により、第三者を死傷させたり、または他人の物を壊した。
- ② 工物件引き渡し後、仕事の結果に起因して他人にケガをさせたり、第三者の財産を破損した。

その場合で法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、医療費、休業補償費、修理費等の損害賠償金を保険金としてお支払いする制度です。

保険期間は毎年8月1日から翌年8月1日までの1年間となります。また、毎年更新の手続きが必要です。中途加入もできますので、組合にお問い合わせください。

お支払いする保険金

1. 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
 身体賠償事故…（イ）医療費（ロ）休業損失、本人死亡・後遺障害の場合は得べかりし喪失利益（ハ）慰謝料等
 財物賠償事故…（イ）財物滅失の場合＝滅失時の時価（ロ）財物き損、汚損の場合＝原状に回復するのに要する修理費、修理不能時は損失時の時価
 ※修理費および再調達に要する費用についてはそのた被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いする。
2. 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
3. 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。）

制度の概要

対象区分		保険金額（支払限度額）と自己負担金	
工事中に発生した 損害賠償事故 (請負業者賠償責任保険)	身体賠償	1人あたり	1億円まで
		1事故	2億円まで
	財物賠償	自己負担額	5,000円
		1事故	2,000万円まで
工物件引渡後の 損害賠償事故 (生産物賠償責任保険)	身体賠償	1人あたり	1億円まで
		1事故	2億円まで
	財物賠償	自己負担額	5,000円
		1事故・期間中	2,000万円まで
		自己負担額	5,000円

東板セフティ補償プラン掛金額（令和3年8月版）

1. 掛金は1年分を1回払いでお支払いしていただきます。
2. 掛金は年間の売上高（元請、下請の合算額）により計算し、途中加入の場合は当該掛金を12（か月）で割り、残期間の月数を乗じて算出します。

（保険期間 1年、一括払い）

符号	年間売上高 （万円）	掛金額 （円）	保険料 （円）	組合 事務費 （円）	符号	年間売上高 （万円）	掛金額 （円）	保険料 （円）	組合 事務費 （円）
A	750 まで	14,310	13,120	1,190	Q	14,000 まで	248,100	227,430	20,670
B	1,000	18,000	16,500	1,500	R	15,000	265,500	243,380	22,120
C	1,250	22,480	20,610	1,870	S	16,000	282,860	259,290	23,570
D	1,500	26,980	24,740	2,240	T	17,000	300,180	275,170	25,010
E	2,000	35,950	32,960	2,990	U	18,000	317,460	291,010	26,450
F	3,000	53,860	49,380	4,480	V	19,000	334,690	306,800	27,890
G	4,000	71,730	65,760	5,970	W	20,000	351,880	322,560	29,320
H	5,000	89,560	82,100	7,460	X	30,000	494,180	453,000	41,180
I	6,000	107,350	98,410	8,940	Y	40,000	584,540	535,830	48,710
J	7,000	125,100	114,680	10,420	Z	50,000	696,180	638,170	58,010
K	8,000	142,800	130,900	11,900	SA	60,000	790,770	724,880	65,890
L	9,000	160,450	147,080	13,370	SB	70,000	849,010	778,260	70,750
M	10,000	178,060	163,230	14,830	SC	80,000	946,050	867,220	78,830
N	11,000	195,630	179,330	16,300	SD	90,000	1,023,690	938,390	85,300
O	12,000	213,160	195,400	17,760	SE	100,000	1,101,340	1,009,570	91,770
P	13,000	230,650	211,430	19,220					

※掛金額は保険料と組合事務費により構成されています。
 ※組合事務費は、組合の運営費（会議運営費、広告伝費、印刷費、通信費など）の一部となります。

<東板労災上乘せプラン>

東板労災上乘せプランは組合員企業または下請企業の従業員の方々、ならびに特別加入者が業務上災害または通勤途上災害によって死亡されたり、後遺障害を被られた場合に国の労災保険の上乗せ補償として保険金（死亡補償、後遺障害補償）が支払われる保険です。なお、業務上、業務外の認定、後遺障害の等級等については国の労災保険の認定に従います。加入されることは、ちょうど自動車の所有者が強制保険といわれる自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）だけでは不十分と考え、さらに自動車保険（任意保険）に加入することと同じようなものであるといえます。従業員が安心して働ける職場環境を創出することが事業主の大切な仕事のひとつだと考えます。この制度は「小工事一括加入事業所」向けの保険になっていますので、「一人親方労災加入者」につきましては、本制度にはご加入いただけません。

主な特色

- ・ 国の労災保険が支給された場合のみ、保険金のお支払対象となります。
- ・ 国の労災保険に未加入の場合は加入することができません。
- ・ 組合員であれば年1回の申込みで簡単に加入することが可能です。

加入方法

所定の加入申込書に直近の会計年度の年間完工高と特別加入者の人数（特別加入者を補償に含める場合）をご記入いただき、事務局へお申し込みください。後日掛金を算出しお知らせいたします。その掛金をお振込み頂きますと加入手続き完了となります。

保険期間は毎年6月15日から1年間となります。また、毎年更新の手続きが必要です。

<東板業務災害補償制度（超Tプロテクション業務災害総合保険）>

東板業務災害補償制度は組合員事業所の従業員様や下請負人様等の業務災害をカバーする、企業・個人事業主の皆様専用の傷害保険になります。※役員様も含めるタイプおよび給付支払対象日数により4プランがあります。

主な特色

- ・ 全員付保方式で人数報告は不要です。
保険料算定は売上高から行いますので、被保険者名簿の備え付けも不要です。ご加入時に、業種および売上高に関する確認書類をご提出いただきます。
- ・ 従業員だけでなく短期労働者・建設業の下請負人などの方も自動的に補償。
従業員様だけでなく、短期労働者や建設業の下請負人なども雇用期間の長さや1日あたりの労働時間にかかわらず自動的に補償の対象となります。また、派遣社員、構内下請負人も補償の対象に含めることが出来ます。
- ・ 更新時の保険料清算は不要です。
（全員付保式契約の清算に関する特約が自動セットされます。）
- ・ 入院・通院も1日目から補償
就業中の死亡・後遺障害の場合はもちろん、入院・通院された場合にも1日目から補償します。
※補償は就業中のおケガが対象となります。
- ・ 政府労災とは関係なく支払われます。
政府労災保険だけでなく、生命保険・健康保険などの給付とは関係なく独自に請求できます。
税制上のメリットもあります。
- ・ 法人がご加入者となり、従業員全員のためにご負担される保険料は、全額損金処理が可能です。

<火災共済>

火災共済は安心の3つのプランがあります。

1. 新総合火災共済（実損害額すべてを補償）
専用住宅・併用住宅向けの火災共済です。
建物から家財・営業用什器まで加入できます。
再調達価格を基準に補償するので、実損害額のすべてをカバーすることができます。
2. 総合火災共済（住宅から事業用物件までしっかり守る）
火災、風災・雪災、水漏れ、盗難、火災など幅広い事故をしっかり補償します。
建物から家財・什器・設備・商品まで加入できます。補償は時価額が基準になります。

3. 普通火災共済（シンプルに必要な分だけ）

手ごろな掛金で火災や風災・雪災等による損害を補償します。

建物から家財・什器・設備・商品まで加入できます。補償は時価額が基準になります。

◆地震見舞金補償特約

地震・噴火・津波による損害（火災・倒壊・浸水等）に対し、1事故100万円を限度にお支払いする特約です。

対象：専用住宅・店舗併用住宅の建物・家財（昭和56年6月以降建築の建物及びその収容家財）

主な特色

- ・非営利団体のため割安な掛金（条件により異なる場合がございます）。
- ・万が一のときも、共済金の支払いは迅速（事故の内容によりお時間を頂く場合があります）。
- ・剰余金を組合員に還元。
（決算の結果、剰余金が生じ、その契約が無事故の場合、利用分量配当で還元しております）
- ・組合が窓口（代理所）ですので安心。

<自動車総合共済>

相互扶助の精神に基づく非営利事業として、中小企業の方々、その従業員やご家族の不慮の交通事故による損害を補償します。

主な特色

- ・一般の損害保険会社よりスリムな掛金（条件により異なる場合がございます）。
- ・ご加入中の保険の割引等級を継承。
- ・1ヶ月前までの予約割引（5%）があり。（条件により適用されない場合がございます）。
- ・3台以上一括契約で多数割引、10台以上一括契約でフリート割引が適用。
- ・記名被共済者（主に運転される方）がシニアドライバーの方でも割安な掛金。
- ・「事故有等級」制度なし。

その他、次のような制度があります。

- ・1事故1担当者制（担当者が変わらないので、最後まで安心して任せられます）
- ・フリート契約（台数が10台以上の契約）にも対応
- ・人身被害特別費用共済金
- ・特別な見舞金制度（対人事故見舞金・対物事故見舞金）
- ・ロードサービス
- ・指定修理工場の修理値引き

<医療総合保障共済>

医療とがんに備える！

充実した保障をお手軽な掛金で加入できます。（新規加入は満69歳まで継続は満89歳まで）。

主な特色

- ・年齢に応じた無理のない掛金
- ・日帰り入院から保障します
- ・日帰り手術も保障します
- ・先進医療も手厚く保障します
- ・オプションで葬祭費用も保障します
- ・加入コースにより新型コロナウイルス感染症療養時に給付金対応があります

<障害総合保障共済>

もしものケガに備える！

日常生活・仕事中・レジャー中の事故もワイドに保障！（新規加入は満84歳まで継続は満90歳まで）。

主な特色

- ・毎月の掛金は1,000円または2,000円
- ・事故による手術・入院・通院も保障（入院は1日目から保障）
- ・役員・従業員の福利厚生として経費処理が可能（法人、個人どちらでも契約可能）

〔5〕東京都板金高等職業訓練校

組合では国および東京都の補助により東京都知事認定を受けて、職業訓練校を板金技能者の養成と後継者育成の専門機関として運営しています。近年建築板金工の仕事はあらゆる面で幅広い範囲の物が要求されています。また主材料の変化、製品化された屋根材・外壁材、省力化された機械工具類など日々変化しています。しかし専門業者として基本となる技能と知識を持てばどんな仕事でも恐れることはありません。技能者が応用のきく“基本”を習得することで営業の幅が広くなり、仕事に奥ゆきもできます。在学中には様々な資格も得られますので入校をお勧めいたします。

＜訓練校修了者の特典＞

- ① 卒業前に行う技能照査に合格すると東京都知事より技能照査合格証と技能士補の称号が授与されます。
- ② 国家技能検定（2級技能士）へ卒業年度に受検でき、学科試験は免除されます。
- ③ 溶接法を修了したのものには、卒業時にガス溶接技能講習修了証とアーク溶接特別教育修了証を交付します。
- ④ 労働安全衛生法定められた特別教育を行い自由研削砥石特別教育修了証・低圧電気取扱特別教育修了証・足場組立て等特別教育修了証・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育修了証を交付します。
- ⑤ 技能照査合格後、6年以上の実務経験で職業訓練指導員免許の取得のための講習が受けられます。

＜訓練校入校要領＞

- ① 募集人員・・・6名 建築外装系建築板金科
- ② 入校資格・・・職業訓練指導員のもとで建築板金工として受けている方もしくは受けようとしている方で次に該当する方。
 - 1) 原則として高等学校修了者。
 - 2) 1)と同程度の学力があり、校長が認めたもの。
- ③ 訓練期間・・・2ヶ年 原則として毎週1年生水曜日・2年生木曜日（午前9時～午後5時）
- ④ 訓練科目
専門学科・・・建築製図・建築概論・建築生産概論・建築構造・建築設備・安全衛生・材料・板金加工法（加）
板金加工法（製）・板金施工法（施）・板金施工法（施）・関係法規・仕様及び積算
集合実技・・・基本実技・応用実技
- ⑤ 入校の申請・・・所定の用紙を使って、次の書類を提出してください。
 - 1) 入校申込書 1通
 - 2) 誓約書 1通
 - 3) 写真 2枚（好3.5cm×3.02.5cm）
- ⑥ 学 費・・・入校の際は次の学費を納めてください

1) 入 学 金	120,000 円	（組合加入事業所は半額）
2) 前期授業料	110,000 円	（雇用保険もしくは労災保険特別加入者は 75,000 円）
3) 前期派遣事業主負担金	40,000 円	（組合加入事業所は半額）
4) 同窓会費	3,000 円	
合計	273,000 円	（組合加入事業所は合計 193,000 円）

入校後の学費：1年次 後期授業料・後期派遣事業主負担金（8月末納入）
2年次 前期後期授業料・前期後期派遣事業主負担金（4月末納入）

卒業までの学費

組合未加入事業所	723,000 円
〃（雇用保険等適用）	583,000 円
組合加入事業所	583,000 円
〃（雇用保険等適用）	443,000 円

※学費には教科書・教材・作業着・製図用具等の費用が含まれます。

※一度納入されたあとは、どのような場合でもお返しいたしません。

- ⑦ 申込受付・・・3月20日までに、上記の書類⑤を事務局までお届けください。
定員に達し次第締め切りといたしますので、お早めに提出してください。

〔6〕 国家資格また準ずる資格

＜技能検定＞

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。技能検定の合格者には、厚生労働大臣名（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付され、技能士と称することができます。東京都板金工業組合は技能検定協力団体として業界の地位向上・有資格者育成のため昭和34年検定制度発足から取扱の事業です。

＜建築板金（内外装板金作業）＞

「板金加工」とは、薄い平らな金属を塑性加工することで、建築板金、自動車板金などの種類がありますが、「建築板金職種」は、建築物の屋根や外壁、ダクト（空気調和、換気、排煙、厨房排気用等の風導管）、水回り（キッチン流し台）などの建築板金工事の仕事を対象としています。なかでも「内外装板金作業」は屋根工事や雨どい、その他各種の内外装板金工事を行うために必要な技能・知識を対象としています。内容は、段取り、曲面製品の板金作業、屋根・雨どい・壁・天井工事、はげ組みによる接合作業、リベット締めによる組立作業、接合などの内外装板金工事、積算・見積りなどに関する技能・知識と、併せて、建築板金加工法一般、建築板金用機械・器工具一般、材料力学、建築構造、製図、電気、安全衛生などに関する知識も含まれます。1級は、高度な板金工事作業と図面、仕様書などにより積算・見積りができるレベルとしており、2級は積算・見積りを除く通常の板金工事作業のレベルです。

建築板金（内外装板金作業）に合格すると建設業法上の技術者と認められ、官庁営繕工事における1級技能士の現場常駐制度があります。登録建築板金基幹技能者受講には1級建築板金技能士が必須となります。

① 受験資格

区分		職業訓練指導員	訓練校修了者	実務経験
2級		-	0	2
1級	2級合格後	-	2	2
	直接受検	1※	4	7

※技能照査合格後、6年以上の実務経験で職業訓練指導員免許の取得のための講習を受け、合格者したのもの

② 受験申請（団体申請）

受付：毎年3月上旬～4月上旬

受験申請希望の方は申請用紙を送付いたしますので事務局までご連絡ください。03-5915-6333

＜建築施工管理技士＞

1・2級建築施工管理技術検定制度は、建設業法第27条第1項に基づき国土交通大臣指定機関が実施する国家試験です。検定に合格した者は技術検定合格者となり、所定の手続きによって国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され「1級・2級建築施工管理技士」の称号が与えられます。この技術検定合格者については建設業法で定められた専任技術者（建設業許可）主任技術者・監理技術者（現場常駐）としての資格が付与されています。

1級建築施工管理技士	建築工事業（指定建設業）、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業、鋼構造物工事業（指定建設業）、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業の専任技術者	左記業種の建設工事における主任技術者および監理技術者
2級建築施工管理技士の種別「仕上げ」	大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上げ工事業、熱絶縁工事業、建具工事業の専任技術者	左記業種の建設工事における主任技術者

受験申請 問合わせ先

一般社団法人 建設業振興基金 試験研修部 03-5473-1585

＜金属屋根工事技士＞

金属屋根業界では、風雨被害を未然に防止するために建設省(現：国土交通省)の指導のもとに業界共通の設計・施工規準として「鋼板製屋根構法標準」を昭和52年に制定しました。

(社)日本長尺金属工業会(現：一般社団法人 日本金属屋根協会)はこの規準をもとに設計・施工管理に関する教育プログラムを作成し、大型建築物の金属屋根の施工管理者を育成するために「金属屋根施工管理士制度」を昭和54年に発足しました。その後、建設省の「長尺金属屋根工事に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程」(昭和61年4月18日建設省告示第986号)に基づき、同年5月1日付で建設大臣が認定する「金属屋根工事技士技術審査」制度となりました。この建設大臣による認定は、平成12年の「行政改革大綱」において、認定事業に対する国の関与を廃止することが決められたことにより、現在は一般社団法人 日本金属屋根協会が独自に運営する資格制度となっています。

① 資格取得講習

金属屋根工事技士技術審査は毎年1回、全国の主要都市で開催され、協会の会員以外の希望者も受験でき、資格取得には金属屋根工事に関する一定の実務経験年数が必要となります。

金属屋根工事技士は、3年ごとに講習会を受講して資格を更新しています。

問合せ：一般社団法人 日本金属屋根協会 03-3639-8954

＜登録建築板金基幹技能者＞

屋根や外装を中心とした建築外装の施工に携わり、加工製造と工事施工の直接能力をあわせもつ者で、現場施工上の指示や指導を行う等、技能者としての現場施工の中心的な役割と責任を担う者です。

ひとことでいえば、熟練した技能者であり、加えて施工管理、品質管理、原価管理、安全管理等のマネジメントができる技術的能力を保有し現場の責任施工を担える、上級職長に位置づけられる優れた技能・技術者のことです。

また2018年4月より主任技術者と同等の扱いとなりました。

① 登録基幹技能者制度への取り組み

(一社)日本建築板金協会では、これまでも多くの旧制度となる建築板金基幹技能者を育成して参りましたが、平成20年、建設業法及び同施行規則が改正施行され、「経営事項審査」条項にある評価項目「技術力」に「登録基幹技能者」が位置付けられたことに呼応して、平成21年には、国土交通大臣による登録機関21番として認定されました。

② 登録基幹技能者になるためには

受講資格を満たし、所定の様式による書類にて受講申請を行い、書類審査が受理されれば、講習を受けることができます。「登録建築板金基幹技能者講習」は、「講義」と「試験」とからなり、「講義」を受講し、「試験」に合格した者に登録建築板金基幹技能者修了証が交付されます。

③ 受講資格

建築板金に従事し、次の3つの要件全てを満たす者。

- (1) 建築板金工事の施工現場で10年以上の現場施工に従事した者。
- (2) うち3年以上の職長経験を有している者。
- (3) 下記の5つの資格をすべて有する者。
 - ・「建築板金一級技能士」
 - ・「職長・安全衛生責任者教育講習修了者」
 - ・「アーク溶接作業特別教育修了者」
 - ・「玉掛技能講習修了者」
 - ・「高所作業車運転技能講習修了者」

申請書

受講申込書・受講票

実務経験証明書・写真

④ 合格基準

試験問題は4者択一式で30問の出題となります。試験時間は1時間。

合格基準は60点以上です。

⑤ 更新

登録建築板金基幹技能者は、5年ごとに講習会もしくは通信教育を受講し試験の後、資格を更新しています。

⑥ 講習会および費用

関東甲信越板金工業組合で取得講習を開催(2日間) 39,000円(R4開催実績)

<労働安全衛生法で受講が義務付けられた講習>

講習名	受講が義務付けられている業務
ガス溶接 技能講習	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
アーク溶接 特別教育	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
自由研削砥石 特別教育	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
玉掛け 技能講習	制限荷重が1トン以上の揚貨装置又は吊上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックの玉掛けの業務
足場作業 主任者講習	つり足場・張り出し足場、高さ5m以上の足場組立解体、変更の作業をちよくせつ指揮する業務
ゴンドラ操作 特別教育	ゴンドラ操作業務
木建作業 主任者講習	軒の高さ5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取付作業
建設リフト 特別教育	建設用リフトの運転の業務
職長・安全衛生 責任者教育	建設業等の職長等に就く者および第一線で作業を直接指導・監督をしている者
巻上げ機運転 特別教育	動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エヤーホイスト以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転の業務
小型移動クレーン 技能講習	吊上げ荷重が5トン未満1トン以上の移動式クレーンの運転業務
低圧電気取扱 特別教育	交流600V以下、直流750V以下の低圧充電電路の敷設もしくは修理の業務
丸のこ取扱 特別教育	丸のこの操作・歯の取替え業務
足場組立て等 特別教育	作業床及びこれを支持する仮設物の組立、解体及び変更の業務
フルハーネス型安全帯 使用作業 特別教育	高さ2m以上の作業床、手すりや囲いなど設ける事が困難な場所ではフルハーネス型安全帯を使用しての作業の義務化

〔7〕建設業許可申請

＜建設業許可とは＞

元請・下請、法人・個人問わず建設業を営む者は、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除いて、建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。この許可を取得することにより、強力な信用力を得ることができるのです。

※「軽微な建設工事」とは、次の建設工事をいいます。

- 1) 建築一式工事：1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事。
 - 「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの
 - 「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの
 - 2) 建築一式工事以外の建設工事：1件の請負代金の額が500万円未満の工事。
- ※上記金額には取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。

＜許可の区分＞

1. 知事許可と大臣許可

建設業の許可は、次に掲げる区分に従い、国土交通大臣または都道府県知事が許可を行います。

- 1) 国土交通大臣許可：二以上の都道府県に営業所がある場合
- 2) 都道府県知事許可：一の都道府県のみ営業所がある場合

2. 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行います。こ

発注者から直接請け負った1件の工事代金について、4,000万円（建築工事業の場合は6,000万円）以上となる下請契約を締結する場合	特定建設業の許可が必要です。
上記以外	一般建設業の許可で差し支えありません。

3. 業種別許可制

建設業の許可は、建設工事の種類ごと（業種別）に行います。

建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事のほか、27の専門工事の計29の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとされています。

4. 許可の有効期間

建設業の許可の有効期間は、5年間です。このため、5年ごとに更新を受けなければ許可は失効します。

なお、この更新の申請は、従前の許可の有効期間が満了する30日前までに更新の申請を行うことが必要です。

＜許可要件＞

1. 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者
2. 専任技術者
3. 請負契約に関して誠実性がある（法第7条第3号）
4. 財産的基礎等（法第7条第4号、同法第15条第3号）
一般建設業と特定建設業では要件が異なります。
5. 欠格要件（建設業法第8条、同法第17条（準用））

＜費用＞ 令和4年1月 参考（単位 円）

区分	手数料	東京都手数料	区分	手数料	東京都手数料		
新規許可	65,000	90,000	変更 その都度	決算報告 2年以上分は1年ごとに 14,000+【9,000×年数】	—		
更新 5年毎	決算届出なし	50,000		商号・名称・所在地 代表者・役員 資本金・経営・専技		左記の変更1件につき14,000 ※ただし、同時に2件以上の場合 2件目9,000 3件目以降5,000	
	決算届出1年分			30,000		業種追加	30,000
	決算届出2年以上分			2年以上分は1年ごとに 30,000+【9,000×年数】			50,000

※別途、1件につき事務手数料5,000円および消費税が加算されます。

新規許可申請には都度、見積書を作成し業務委託しております。

組合では新規申請・決算・変更・更新には社労士事務所と業務提携をしております。

建設業許可申請に関する問合せは事務局までご連絡ください。 TEL：03-5915-6333

〔8〕責任施工保証制度

＜全板型保証＞（下請工事物件対応）

下請け工事にも対応している全板型保証書の発行について、東京都板金工業組合は発行条件を設けて対応しています。その条件を満たした事業所からの保証書には瑕疵保険の適用と保証期間が10年となりますので、新築工事やゼネコン受注の工事など幅広く使用でき、営業範囲が広がり事業所としての信頼度が上がり業績上昇につながります。

① 保証書発行条件

1) PL保険加入事業所

長期性能保証制度（建専連 専門工事業総合補償制度）に加入すること。

年間保険料：直近の会計年度の完工高・売上高を記載した見積依頼書により保険料を算定。

保険料支払いにより保証書が1年間発行できます。（50枚綴り1セット）

参考：年間完工高1億円の場合、約23万円（年間保険料+制度運営費）

加入：新規・継続 1年（1月28日締切）中途加入可能

発行期間：例 2022年3月1日～2023年2月28日（1年間）

保険期間：例 2022年3月1日午前0時～2023年2月28日午後12時（11年間）

2) 建築板金責任施工士（自主検査員）が常駐している事業所

3) 保証責任社は施工事業所とすること

補償（工事やり直し）定額自己負担5万円 支払保険金限度額1事故500万円

支払保険金＝（工事やり直し費用－定額自己負担：5万円）×支払率80% 自己負担20%

支払例：請負金額300万円の屋根工事で3年目に漏水発生。補修工事に105万円かかった。

支払保険金：（105万円－5万円）×0.8＝80万円 自己負担25万円

4) 提出書類

- ・チェックシート（中間検査・完工検査）
- ・定型保証書（建専連仕様 4枚綴り）
- ・板金工事・屋根工事保証申請書（保証センター本部用）
- ・施工写真（施工中・完工）

② 審査

1) 300㎡未満の物件

建築板金責任施工士（自主検査員）によるチェックシート検査

2) 300㎡以上の物件

検査員が現場へ行き検査する。（1名）

- ・検査員の日当は1物件1万円とする。（東京都内交通費共）
- ・遠方の場合（都外）日当プラス交通費（実費）とする。
- ・日当プラス交通費は申請者が負担する。
- ・検査道具（梯子・脚立等）は申請者が用意する。

③ 申請手数料

- ・300㎡未満の場合 2,000円
- ・300㎡以上の場合 300円/㎡

＜建専連 専門工事業総合補償制度加入手続き＞

加入依頼書送付先 東京都板金工業組合 → 一般社団法人日本建築板金協会

保険料支払先 東京都板金工業組合 → 一般社団法人日本建築板金協会

＜付随補償制度＞

第三者賠償補償制度（建専連）：工事中の物損事故・工事引き渡し後の家屋内物損
組合取扱「東板セフティ補償プラン」をご検討ください。

業務中傷害補償制度（建専連）：工事中の傷害事故・工事中以外での傷害事故
組合取扱「東板傷害補償制度」をご検討ください。

問合せ：組合事務局までご連絡ください。TEL：03-5915-6333

〔9〕青 年 部 会

＜加入資格＞

50歳以下の組合員および事業後継者と組合員事業主の承諾を得た従業員なら男女問わずどなたでも加入できます。

＜会 費＞

- ① 正会員（組合員）：無料
- ② 準会員（組合員以外）：1ヶ月1,300円（青年部会費800円、共済会費500円）

＜活 動＞

- 1) 東板関係
 - ・経営研修会
 - ・オンライン講習会
 - ・工場見学会
 - ・支部交流会
 - ・スポーツ大会 他
- 2) 全板連関係
 - ・次世代研究会
 - ・全国建築板金競技大会 他
- 3) 関東甲信越ブロック関係
 - ・研修会
 - ・各種講習会
 - ・会員大会 他

〔10〕技能士会（東京都板金工業組合建築板金技能士会）

＜加入のすすめ＞

技能士会における事業は薄板金属板を切断・曲げ・加工をして屋根・外壁・ダクト・看板など建築板金製品を製造して施工する仕事を行っていることを社会に周知する事とまたその技術の伝承・後進の育成を目的としています。この数年はものづくり体験教室（地元小学校）、「匠の技フェア」のイベント参加を行い、技能の振興面の活動に取り組んでいます。上部団体である東技連には平成18年に正会員として加入して以来、現在は東京都板金高等職業訓練校・銅板研究会と連携した活動を続けています。技能士号取得後の有資格者としての交流により個々の資質向上を目指したいと思っております。

＜加入資格＞

- ① 会員は組合員であるもの。
- ② 組合員事業主のもとで働いているもの。
- ③ 技能士会の役員会において必要と認められたもの。
- ④ 2級以上の建築板金技能士の資格を有するもの。

＜活 動＞

- (1) 技術技能に関する研鑽事業
優れた伝統技法をとりいれた講習会の開催
資材、工法及び設備等に関する情報交換ならびに研究とその発表
- (2) 親睦をはかるための事業
各種レクリエーションの実施
国および東京都主催の人づくりものづくり匠の会への参加
- (3) その他、目的達成に必要な事業
青少年育成事業への参加

＜活 動 紹 介＞

建築板金技能士会プロモーション動画
(R2.10月)



ものづくり匠の技の祭典 2022
(R3.12月 東京ビックサイト)



板金展示



ステージ実演



メダルオブジェ制作紹介

〔11〕東板応援ネット

＜利用のすすめ＞

- ① 組合員の高齢化という厳しい状況の中、仕事の受注に偏りがあり、人手が確保できず受注機会を失うケースがあり、組合員間の連携によって、このような繁閑差を解消が課題となっています。
ここで仕事を受注したが職人が足りない組合企業が「職人募集」をサイトに登録する。一方、職人に空きがある組合企業は「職人募集」の内容を確認して、サイト上で応募する。「東板応援ネット」という「マッチングサイト」と呼ばれるICTを構築しました。
- ② 機器導入による効果（生産性向上）
募集する組合員は、人手不足で現場が回らないことを解消できて、自社で確保する仕事量の平準化が図れるとともに、工程の遅延等を防止することによる顧客満足度向上及び人手を募集するためのコスト軽減となります。応募する組合員は、仕事不足で現場に出ない職人に、仕事の機会を与えられるので、売上に貢献するとともに固定費の回収と生産性の向上が図れます。

＜会員登録するには＞

「東板応援ネット」の利用には、会員登録が必要となります。まだ登録していない方は登録の手続きを行ってください。
会員登録をすると、ログインIDとパスワードが発行されます。

- ① 東板応援ネットのトップページにアクセスします。
 - アクセス方法1
下記URLを入力してアクセスしてください。
URL : <https://touban-ouen.net/ouen/top/>
 - アクセス方法2
東板HP (<http://www.touban.or.jp/>) から下記バナーをクリックしてアクセスしてください。

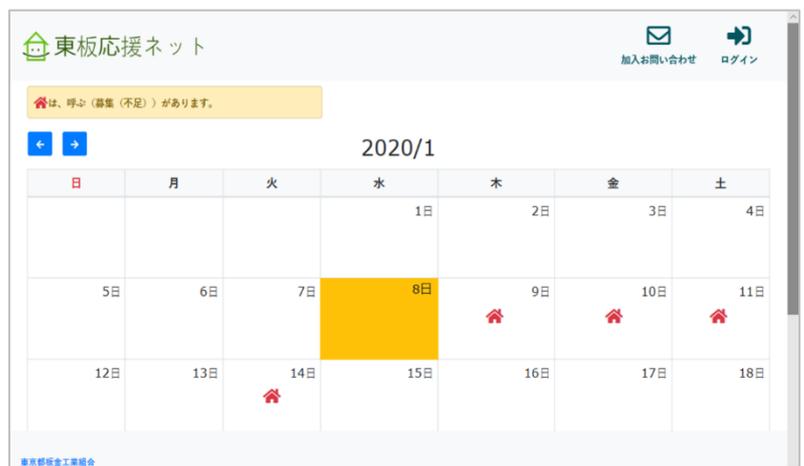


- アクセス方法3
下記QRコードを読み取ってアクセスしてください。



※QRコードの場合"加入お問い合わせ"のページが開きます。
手順③へ進んで下さい。

- ② 東板応援ネットのトップページです。
"加入お問い合わせ"をクリックします。



- ③ 会社の基本情報を入力お願いします。
「必須」の文字がついている項目は必ず入力してください。
組合の加盟・非加盟を選択、業者名・代表者名を入力、都道府県はプルダウンして選択してください。

- ④ 住所を入力します。建物名がある場合はそちらも入力します。
⑤ 電話番号およびFAX 番号を入力します。
⑥ メールアドレスを入力します。確認のため、もう一度同じメールアドレスを入力します。
⑦ 入力完了したら“お問い合わせする”をクリックします。

- ⑧ 送信確認のメッセージが表示されるので“OK”をクリックします。
⑨ 加入お問い合わせが完了しました。

8月3日

建築板金の日



東京都板金工業組合